のように定める。

# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 内

 一丁目2番20号
 発
 万
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する	
規程 〈4・1掲示〉	1
◎高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する	
規程 〈〃 〉	1
◎高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正	
する規程 〈〃 〉	3
◎高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一	
部を改正する規程 〈 " 〉	4
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	
⟨ " ⟩	5
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	
⟨ "	6
◎高知県公営企業局庁舎管理規程の一部を改正する規程	
〈 <i>y</i> /	9
◎高知県公営企業局公印規程の一部を改正する規程	
〈 <i>y</i> /	9
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	
⟨ " ⟩	9
◎電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服	
貸与規程の一部を改正する規程 ( ) ( )	10
◎高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正	
する規程 〈〃 〉	11
◎高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する	
規程の一部を改正する規程 〈 " 〉	11
◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規	
程の一部を改正する規程 〈 " 〉	11
高知県公営企業局訓令	
◎高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令	
〈4・1掲示〉	14
◎高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令	
〈 <i>II</i>	16

公営企業局管理規程

高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程を次

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局管理規程第5号

# 高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規 程

高知県公営企業局病院事業財務規程(平成19年高知県公営企業 局管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 県立病院課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に 規定する本局の県立病院課をいう。

第3条第1項第1号中「及びチーフ(企画調整担当)」を「(2人以上あるときは、会計経理を総括する者とする。)及び県立病院課チーフ(経理担当)」に改め、同条第2項中「チーフ(企画調整担当)」を「県立病院課チーフ(経理担当)」に改め、同条第3項第2号中「県立病院課のチーフ(企画調整担当)」を「県立病院課チーフ(経理担当)」に改める。

#### 附具

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

#### 高知県公営企業局管理規程第6号

# 高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規 程

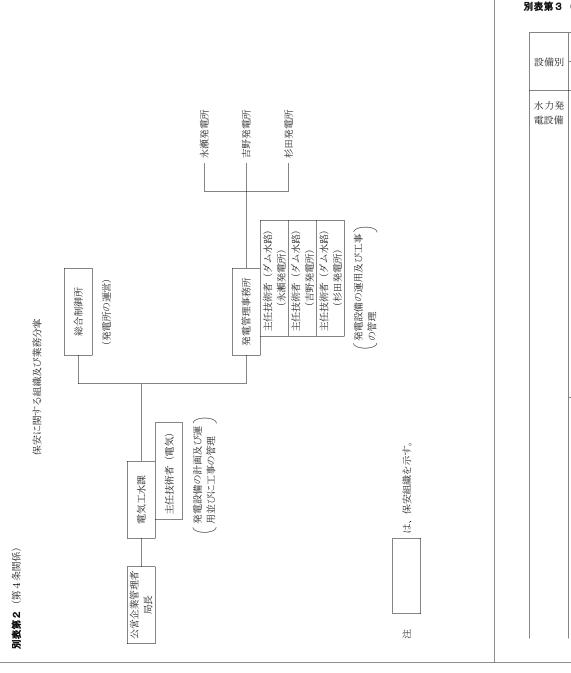
高知県公営企業局電気事業保安規程(昭和61年高知県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「主任技術者を」を「主任技術者(次項の表を除き、以下「主任技術者」という。)を」に改め、同条第2項の表中「電気工水課長又は電気工水課課長補佐」を「公営企業局の本局の電気工水課の課長(別表第1において「電気工水課長」という。)又は課長補佐」に改める。

別表第1電気工水課の項中「課所」を「所属及び事業所」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

報



**別表第3** (第12条関係)

定期的な巡視、点検及び検査の基準

⇒n. /#± □ u	<u></u>	視		点検(検	査を含む。)		/#= #z-	
設備別	機器設備	頻度	機器設備	I	頁目	頻度	備考	
水力発電設備	水路工作物	漏揚		外観点検 漏水量測定 揚圧力測定 予備電源設 備動作試験	重力ダム	1回/6月 2回/月 1回/3月 1回/月		
			貯水池 調整池	外観点検 堆砂状況	総容量100万 立方メートル 以上で高さ15 メートル以上 のダムを有す るもの	1回/6月 1回/年		
			水路	外部点検 内部点検 水圧鉄管肉 厚測定	導入路 放水路 露出管で20年 以上経過した もの	1回/6月 1回/5年 1回/10年 1回/5年		
	電気工作 物 (水路 工作物を 除く。)	1回/週	水車・発電機	外部点検		1回/3年	水車の外部点検は、抜水し、	
				内部点検		1回/11年		
			主要変圧器	外部点検		1回/3年		
			主要遮断器	外部点検測定試験	ガス遮断器及び真空遮断器	1回/6年 1回/3年	並列用遮 断器につ いては、	

				内部点検	ガス遮断器	1回/12年	動作回数 管理も行 う。	
電力用保安通信設備	電気工作物	1回/年	通信線路 及び搬送 装置	測定・試験		1回/3年		

備考 第11条の表2の項(臨時の巡視、点検及び検査)、第16条(事故及び異常時の措置)及び第17条(災害その他非常時の措置)の規定に基づき上記の巡視及び点検(検査を含む。)のほかに、必要に応じて臨時の巡視、点検及び検査を行う。

別表第4中「高知県公営企業局非常災害対策本部規程(平成8年4月制定)」を削る。

#### 附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程 を次のように定める。

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局管理規程第7号

# 高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正す る規程

高知県公営企業局風力発電設備保安規程(平成7年高知県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第43条第1項及び第2項の」を「第43条第1項及び第2項に」に改め、同条第2項中「電気工水課長又は電気工水課課長補佐」を「公営企業局の本局の電気工水課の課長(別表第1において「電気工水課長」という。)又は課長補佐」に改める。

第11条中「発電管理事務所長(以下」を「公営企業局の発電管理事務所の長(第13条において」に改める。

別表第1電気工水課の項中「課所」を「所属及び事業所」に改める。

別表第2を次のように改める。

c:

報

# 甫喜ヶ峰風力発電所 野市風力発電所 大豊風力発電所 発電設備の運用、 及び工事の管理、 (発電設備の運用) 発電管理事務所 総合制御所 保安に関する組織及び業務分掌 発電設備の計画及び運 用並びに工事の管理 保安組織を示す。 主任技術者 電気工水課 (第5条関係) 公営企業管理者 局長 別表第2 俎

#### 附具

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局管理規程第8号

# 高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部 を改正する規程

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程(平成12年高知県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第43条第1項及び第2項の」を「第43条第1項及び第2項に」に改め、同条第2項中「総合制御所」を「公営企業局の総合制御所」に、「本局」を「公営企業局の本局」に改める。

別表第2を次のように改める。

10

報

鏡川工業用水道 香南工業用水道 鏡川工業用水道設備の運用 及び工事の管理並びに香南 業用水道設備の運用 事の管理 工業用水道設備の運用 (鏡川工業用水道) 発電管理事務所 総合制御所 香南工 及び工事 呆安に関する組織及び業務分掌 工業用水道設備の計画及 び運用並びに工事の管理 主任技術者 (香南工業用水道) 保安組織を示す。 電気工水課 公営企業管理者 無 Ø 別表第 扭

# 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように 定める。

.....

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局管理規程第9号

# 高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務課、」を削る。

第5条第3項中「以下」を「第9条第12項において」に改める。

第6条第1項中「総務課」を「電気工水課」に改め、同項ただ し書を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 課及び事業所に関する次に掲げる事項
  - ア 組織及び事務の総合調整に関すること。
  - イ条例、規程その他法規に関すること。
  - ウ 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。
- エ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- オ 職員の研修及び福利厚生に関すること。

第6条第1項第2号から第5号までを削り、同項第6号を同項 第2号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (3) 電気事業及び工業用水道事業の施設の建設改良及び維持 管理の統轄に関すること。
- (4) 発電所及び工業用水道の運転の統轄に関すること。
- (5) 電気事業及び工業用水道事業の工事の調査、設計、施 行、監督及び検査に関すること。
- (6) ダムの汚濁に関すること。

第6条第1項第7号を次のように改める。

(7) 第3号から前号までに掲げるもののほか、電気事業及び 工業用水道事業の技術に関すること。

第6条第1項第8号及び第2項を削り、同条第3項ただし書中 「第2号コ」を「第1号から第5号まで」に、「総務課」を「電 気工水課」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 組織及び事務の総合調整に関すること。

第6条第3項第2号を同項第6号とし、同項第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 条例、規程その他法規に関すること。
- (3) 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。
- (4) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (5) 職員の研修及び福利厚生に関すること。

第6条第3項に次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

(7) 他の課の主管 第6条第4項を同名 第14条の表班長の項 第16条第2項の表明	条第3項とする。 頁を削る。	
課	課長	
班	班長	
<i>E</i>		]
課	課長 チーフ	ı
(経過措置) 2 平成22年3月31日 命ぜられている者で	成22年4月1日から施行する。 日現在において、公営企業局総務課に勤務 で、別に辞令を発せられないものは、同年 こ有する職名をもって、公営企業局電気工 れたものとする。	4

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局管理規程第10号

# 高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程(平成8年高知県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)の項、2の(1)の項、2の(11)の項、3(1)のアの項、3の(8)の項、3の(13)の項及び3の(16)の項中「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同表の3の(19)の項中「休日勤務命令」を「休日勤務命令並びに時間外勤務代休時間の指定」に改め、同表の4の(1)のアの項、5の(1)の項、6の(1)の項及び7の(5)の項中「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同表の8の項中「補助金(」を「補助金等(」に改め、同表の8の(1)の項中「補助金の受入れ」を「補助金等の受入れ」に改め、同表の8の(1)のオの項中「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同表の8の(1)のカの項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の8の(1)のキの項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の8の(1)のクの項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の8の(2)の不の項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の8の(2)のイの項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の8の(2)のイの項中「補助金」を「補助金等」に、「補助先」を「補助先等」に改め、同表の8の(2)のエの項、8の(3)の項及び8の(4)の項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の8の(5)の項から8の(8)の項までの規定中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の8の(9)の項中「補助金等」に改め、同表の8の(10)の項及び8の(11)の項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の8の(10)の項及び8の(11)の項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の10の項及び11の項を次のように改める。

10 工事 の執行 に関す る事務	(1) 工事 の施行決 定に関す ること。	ア 1件の工事請負対象 金額が3億円以上のも	0			"	
○ 学仂		イ 1件の工事請負対象 金額が2億円以上3億 円未満のもの		0		"	
		ウ 1件の工事請負対象 金額が2億円未満のも の			0	"	
	(2) 工事 の予定価 格の決定	ア 1件の工事請負対象 金額が1億円以上のも	0			"	
	及び契約 に関する こと。	イ 1件の工事請負対象 金額が1億円未満のも の			0	"	
	(3) 一般競すること。	競争入札参加者の資格に関	0			"	

報

(4) 指名競すること。	競争入札参加者の決定に関			,	,		定する工 事検査に 関するこ						
(5) 工事 の設計変 更に関す	更に関すること。						٤.	の着手及び完成通知書の処			0	"	
ること。	イ 1件の工事請負対象		0	,	,		理に関する	ること。 			0		
	金額が 3 億円未満のも の						(II) 上事( と。				"		
(6) 工事 の設計変 更に伴う	設計変 金額が3億円以上のも 等に係				等の委託 の施行決	ア 1件の請負対象金額 が1億円以上のもの	0			JJ			
契約の変 更に関す ること。	イ 1件の工事請負対象 金額が3億円未満のも		0	,	,	に関す る事務	定に関す ること。	イ 1件の請負対象金額 が5,000万円以上1億 円未満のもの		0		"	
(7) 工事 の請負代 金の債権	の ア 1件の工事請負対象 ○				ウ 1件の請負対象金額 が5,000万円未満のも の			0	"				
譲渡の承 認に関す ること。	イ 1件の工事請負対象 金額が3億円未満のも		0	,	1		(2) 業務 等の委託 の予定価	ア 1件の請負対象金額 が1億円以上のもの	0			"	
	0						格の決定 及び契約 に関する	,		0		"	
の完成期 限の延長	ア 1件の工事請負対象 金額が3億円以上のも	0					こと。	円未満のもの ウ 1件の請負対象金額			0	"	
及び一時 中止に関 するこ	イ 1件の工事請負対象 金額が3億円未満のも		0	,	1			が5,000万円未満のもの					
٤.	0			(3) 一般競 すること。	競争入札参加者の資格に関	0			"				
県公営企 業局建設	ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの	0		,			(4) 指名競 すること。	競争入札参加者の決定に関			0	"	
工事検査 規程(平 成18年4 月高知県	イ 1件の工事請負対象 金額が3億円未満のも		0	,			(5) 業務 等の仕様 又は設計	ア 1件の請負対象金額 が1億円以上のもの	0			11	
元 企業局訓 令 第 2 号) に規	<i>\$7</i>							イ 1件の請負対象金額 が1億円未満のもの			0	l II	

報

	<u> </u>				
(6) 業務 等の仕様 又は設計	ア 1件の請負対象金額 が1億円以上のもの	0		JJ	周訓 <sup>円</sup> 第 4 号)に 規定する 委託業務
の変更に 伴う契約 の変更に 関するこ	イ 1件の請負対象金額 が1億円未満のもの		0	II .	検査に関 するこ と。
と。					(11) 業務等の委託の出来高検査に関     (11) 業務等の委託の出来高検査に関     (11) #
等の委託	ア 1件の請負対象金額 が1億円以上のもの	0		n l	別表第1の19の(6)の項中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に改め、同表の19の(10)の項
の債権譲 渡の承認 に関する こと。	イ 1件の請負対象金額 が1億円未満のもの		0	n .	中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。 別表第2の9の項及び別表第3の12の項中「休日勤務命令」を「休日勤務命令並びに時間外勤務 代休時間の指定」に改める。 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(8) 業務 等の委託	ア 1件の請負対象金額 が1億円以上のもの	0		"	
の完了期 限の延長 及び一時 中止に関 するこ と。	イ 1件の請負対象金額 が1億円未満のもの		0	"	
等の委託	ア 1件の請負対象金額 が1億円以上のもの	0		n n	
の完了検 査に関すること ((10)に 掲げるも のを く。)。	イ 1件の請負対象金額 が1億円未満のもの		0	"	
県公営企	ア 1件の請負対象金額 が1億円以上のもの	0		II .	
業局土木 設計等委検 査規規 で平成18 年4月高 知県企業	が 1 億円未満のもの		0	n	

 $\infty$ 

高知県公営企業局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のよ うに定める。

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局管理規程第11号

# 高知県公営企業局庁舎管理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局庁舎管理規程(平成6年高知県企業局管理規 程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「総務課長」を「県立病院課長」に改

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように 定める。

······

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

に、

# 高知県公営企業局管理規程第12号

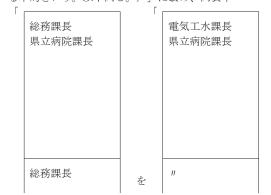
# 高知県公営企業局公印規程の一部を改正する規程

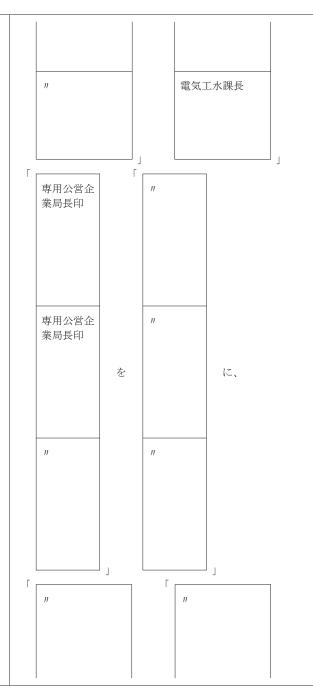
高知県公営企業局公印規程(昭和48年高知県企業局管理規程第 11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務課長」を「県立病院課長」に、「本局の 総務課」を「本局の県立病院課」に改め、同条第2項中「総務課 長」を「県立病院課長」に改める。

第4条から第6条までの規定及び第9条中「総務課長」を「県 立病院課長」に改める。

別表公営企業局印の項中「総務課長」を「電気工水課長(高知 県公営企業局組織規程第3条第1項に規定する本局の電気工水課 の長をいう。以下同じ。) | に改め、同表公営企業管理者印の項 中「本局」を「本局(高知県公営企業局組織規程第2条に規定す る本局をいう。以下同じ。) 」に改め、同表中





知県公営企業局組 織規程第2条に規 定する高知県公営

> 企業局総合制御所 の長をいう。)

総合制御所長(高

に改め、

発電管理事務所長

総合制御所長

発電管理事務所長 (高知県公営企業 局組織規程第2条 に規定する高知県 公営企業局発電管 理事務所の長をい う。以下同じ。)

同表課長印所長印の項中「各事業所」を「事業所(高知県公営企 業局組織規程第2条に規定する事業所をいう。以下同じ。) 」に 改め、同表公営企業局企業出納員印の項中「総務課長」を「電気 工水課長」に改め、同表契印の項中「各病院院長」を「病院院長 (高知県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年高知県条例第 48号) 第2条第5項に規定する県立病院の長をいう。以下同 じ。)」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 公営企業管理者職務代理者印、公営企業局長職務代理者 印、専用公営企業局長職務代理者印、公営企業局企業出納員 職務代理者印、病院院長職務代理者印及び病院企業出納員職 務代理者印は、それぞれこの表に定める公営企業管理者印、 公営企業局長印、専用公営企業局長印、公営企業局企業出納 員印、病院院長印及び病院企業出納員印のひな形、寸法及び 書体に準じて作成するものとする。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のよ うに定める。

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

#### 高知県公営企業局管理規程第13号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程(昭和28年高知県電気局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

- 第22条の2 公営企業局長は、企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例(昭和41年高知県条例第49号。以下「企業職員給与 条例」という。)第17条第1項の規定により時間外勤務手当の 一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外 勤務代休時間」という。)を指定する場合には、高知県公営企 業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局 管理規程第2号)第2条第1項の規定により例によることとさ れる職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以 下この項において「例による職員給与条例」という。)第15条 第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(以 下この項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日か ら同日を起算日とする2月後の日までの期間内にある勤務日等 (第5条第2項、第6条第1項から第6項まで又は第7条の規 定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。) (休 日(次条に規定する休日をいう。)及び代休日(第25条第1項 に規定する代休日をいう。)を除く。第3項において同じ。) に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に 代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月にお ける例による職員給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける 時間(以下この条において「60時間超過時間」という。)の次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を 指定するものとする。
- (1) 例による職員給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務 又は同条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間外 にした勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該 時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じ て得た時間数
- (2) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第17条若しくは第20条の規定により読み替えられた例による職員給与条例第15条第1項ただし書若しくは第2項又は例による職員給与条例第15条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 例による職員給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務 に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に 100分の15を乗じて得た時間数
- 2 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分 (年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定す る場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時 間外勤務代休時間の時間数とを合計した時間数が4時間又は7 時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

- 3 公営企業局長は、企業職員給与条例第17条第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、公営企業局長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 4 公営企業局長は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 5 公営企業局長は、企業職員給与条例第17条第1項に規定する 措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保 に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場 合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよ う努めるものとする。
- 6 企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に 勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間におい ても勤務することを要しない。

第25条第1項中「第5条第2項、第6条第1項から第6項まで 又は第7条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条 において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に、「(休 日」を「(企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤 務代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改め、同項ただし 書中「希望しない旨」を「希望しない旨を」に改める。

第28条第7項中「又は休日若しくは代休日を」を「、企業職員 給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定さ れた勤務日等又は休日若しくは代休日を」に、「当該週休日又 は」を「当該週休日、当該勤務日等における時間外勤務代休時間 又は当該」に改める。

第31条中「週休日」を「週休日、企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に改める

第32条第3項中「週休日」を「週休日、企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に改め、同条第6項中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)」を「企業職員給与条例」に改める。

第33条第3項中「週休日」を「週休日、企業職員給与条例第17 条第1項の規定により勤務日等に割り振られた勤務時間の全部に ついて時間外勤務代休時間が指定された日」に改める。

第35条第4項中「又は休日若しくは代休日を」を「、企業職員 給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定さ れた勤務日等又は休日若しくは代休日を」に、「当該週休日又 は」を「当該週休日、当該勤務日等における時間外勤務代休時間 又は当該」に改め、同条第7項中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業職員給与条例」に改める。

第48条第1項中「総務課長」を「県立病院課長(高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)第3条第1項に規定する本局の県立病院課の長をいう。第50条において同じ。)」に、「高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)」を「同規程」に改める。

第50条中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程 の一部を改正する規程を次のように定める。

······

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局管理規程第14号

# 電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸 与規程の一部を改正する規程

電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程 (昭和45年高知県企業局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

題名中「電気事業」を「高知県公営企業局電気事業」に改める。

第3条第1項中「、貸与する被服の種類」を「並びに貸与する被服の品目」に、「別表の」を「別表に定める」に改める。

第4条第1項中「総務課長(本局の総務課長」を「、電気工水課長(高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)第3条第1項に規定する本局の電気工水課の長」に改め、同条第2項中「総務課長が」を「電気工水課長は、」に改めて

第6条第1項中「貸与被服」を「貸与を受けた被服」に改め ス

第7条中「総務課長に」を「、電気工水課長に」に改め、同条 第2号中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

別記第1号様式中「電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程」を「高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程」に、「貸与被服」を「貸与を受けた被服」に、

様

を

「 高知県公営企業局長 様」に改める。

別記第2号様式中

号|

「笛

に、「電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与 規程」を「高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事 する企業職員被服貸与規程」に改める。

別表中「被服を貸与する」を削り、



課に勤務する職員」を「(高知県公営企業局組織規程第2条に規 定する本局をいう。) に勤務する職員で、工事の設計、監督若し くは建設検査の業務又は用地若しくは管理関係の業務に従事する もの」に、「及び総合制御所の」を「(高知県公営企業局組織規 程第2条に規定する高知県公営企業局発電管理事務所をいう。) 又は総合制御所(同条に規定する高知県公営企業局総合制御所を いう。以下同じ。)の」に改め、同表備考1中「発電管理事務所 及び総合制御所(以下「事業所」という。)」を「事業所(高知 県公営企業局組織規程第2条に規定する事業所をいう。以下同 じ。)」に、「冬作業服及び夏作業服」を「冬作業服上下、夏作 業服上下及び防寒着」に改め、同表備考2中「本局の電気工水 課」を「電気工水課(高知県公営企業局組織規程第3条第1項に 規定する本局の電気工水課をいう。) 」に改める。

# 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程 を次のように定める。

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

#### 高知県公営企業局管理規程第15号

# 高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正す る規程

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程(平成4年高知県企業 局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「総務課」を「県立病院課」に改め、同条に次 の1号を加える。

(7) 電気工水課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に 規定する本局の電気工水課をいう。

第3条中「と安全衛生思想」を「及び安全衛生思想」に改め

第5条第3項及び第7条第2項中「総務課長」を「県立病院課 長」に改める。

第13条第2項中「第3項において」を「以下」に改める。

第14条第1項中「総務課、電気工水課(高知県公営企業局組織 規程第3条第1項に規定する本局の電気工水課をいう。以下同 じ。)、高知県公営企業局発電管理事務所及び高知県公営企業局 総合制御所」を「電気工水課及び事業所」に改める。

第19条第2項中「出席委員」を「出席した委員」に改める。 第21条中「総務課」を「県立病院課」に改める。

第25条中「ついて必要な事項は、」を「関し必要な事項は、公 営企業局長が」に改める。

# 附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一 部を改正する規程を次のように定める。

······

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局管理規程第16号

# 高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規 程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程(平 成19年高知県公営企業局管理規程第24号)の一部を次のように改 正する。

第2条第5号中「総務課長」を「電気工水課長」に、「本局の 総務課」を「本局の電気工水課」に改める。

第3条第1項中「管理する者(」を「管理する者(本局にあっ ては電気工水課長、事業所及び病院にあっては」に、「をいう」 を「とする」に改める。

第6条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。 第7条第1号中「第1条第3号」を「第1条第1項第3号」に 改める。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部 を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局管理規程第17号

# 高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程 の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程(昭和 37年高知県電気局管理規程第2号)の一部を次のように改正す

目次中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に改める。

第2条第2項中「総務課長及び総務課課長補佐」を「電気工水 課長(高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規 程第2号) 第3条第1項に規定する本局の電気工水課(以下この 条において「電気工水課」という。) の長をいう。以下同じ。) 及び電気工水課課長補佐(2人以上あるときは、電気工水課長が 指定した者とする。) | に改め、同条第3項中「総務課課長補 佐」を「電気工水課課長補佐」に、「総務課長」を「電気工水課 長」に改め、同条第4項中「チーフ(経理担当)」を「雷気工水 課チーフ (経理担当) 」に改める。

第8条中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

第11条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「高知県 公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号) を「高知県公営企業局組織規程」に改める。

第20条中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

第21条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「納入通 知書(第20号様式・第20号様式の2)」を「納入通知書(第20号 様式又は第20号様式の2) 」に改め、同項ただし書中「納付書 (第20号様式・第20号様式の2) | を「納付書(第20号様式又は 第20号様式の2) | に改める。

第21条の2、第24条第1項及び第25条中「総務課長」を「電気 T.水課長」に改める。

第26条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「支出命 令書(第4号様式) 支出負担行為決議書兼支出命令書(第4号 様式の2・第4号様式の3) | を「、支出命令書(第4号様 式)、支出負担行為決議書兼支出命令書(第4号様式の2又は第 4号様式の3) | に改め、同項ただし書中「かえること」を「代 えること」に改め、同条第2項中「その旨」を「、その旨」に改 め、同条第3項中「規定する文書」を「支出負担行為決議書」 に、「会計伝票(振替)(第5号様式)」を「、会計伝票(振 替) (第5号様式) | に改め、同条第4項中「第1項に規定す る」を「第1項の」に改める。

第31条の2第3項中「規定する現金預金出納簿」を「掲げる帳 簿」に改め、同条第4項中「総務課長」を「電気工水課長」に、 「振替伝票」を「会計伝票(振替) (第5号様式)」に改める。 第34条の2中「振替伝票」を「会計伝票(振替) (第5号様

第4章の章名中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に改め

式) | に改める。

第37条(見出しを含む。)中「預り有価証券」を「預かり有価 証券」に改める。

第38条の見出し中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に改 め、同条中「有価証券」を「預かり有価証券」に、「預り証」を 「預かり証」に、「記載せしめ」を「記載させて」に改める。

第39条中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に、「審査の うえ」を「審査の上」に、「引換に」を「引換えに」に改める。

第44条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「貯蔵品」を 「、貯蔵品」に改める。

第48条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「払い出 し」を「払出し」に改め、同項ただし書中「直接」を「、直接」 に改め、同条第2項中「出庫伝票」を「出庫伝票(第35号様 式) | に改め、同条第3項中「会計伝票(振替) (第5号様 式) | を「、会計伝票(振替)(第5号様式) | に改める。

第51条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「又は使用にた えなくなった」を「、又は使用に堪えなくなった」に、「これ を | を 「、これを | に改める。

第52条中「貯蔵品台帳及び貯蔵品受払簿」を「貯蔵品台帳(第 9 号様式) 及び貯蔵品受払簿(第10号様式)」に、「これと」を 「これらと」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改め

第57条第1項中「総務課長は、第40条第1項に掲げる物品」を 「電気工水課長は、貯蔵品」に、「直接」を「、直接」に改め、 同条第2項中「第68条」を「第69条」に、「前項」を「前項の規 定」に改める。

第58条第1項中「第40条第1項に掲げる物品」を「貯蔵品」 に、「前条」を「前条第1項若しくは第2項」に、「本章におい て、あわせて「物品」という」を「この章において「物品」と総 称する」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「別に定める ところによる」を「局長が別に定める」に改める。

第60条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「又は使用にた えなくなった」を「、又は使用に堪えなくなった」に、「処理し なければ」を「処分しなければ」に改める。

第62条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「行なわなけれ ば」を「行わなければ」に改める。

第64条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「物品購 入伺」を「物品購入伺(第32号様式)」に改める。

第65条第1項及び第66条中「総務課長」を「電気工水課長」に 改める。

第67条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「次の各号に」 を「次に定めるところに」に改め、同条第2号中「検収報告書」 を「検収報告書(第34号様式)」に改め、同条第3号中「前号」 を「前号に掲げる固定資産」に改める。

第67条の2中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

第68条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「当該建 設改良工事を所管する課長からその内容を明らかにするための書 類を受け、すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中 「あわせて」を「併せて」に改め、同項ただし書中「この限りで ない」を「、この限りでない」に改める。

第69条第2項中「総務課長は、すみやかに」を「電気工水課長 は、速やかに」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第4項中 「別に定めるところによる」を「局長が別に定める」に改める。

第70条第1項中「課長及び」を「電気工水課長及び」に、「又 は」を「、又は」に改め、「総務課長を経由して」を削り、同項 に後段として次のように加える。

この場合において、所長にあっては、電気工水課長を経由し て報告するものとする。

第70条第2項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「すみや かに」を「速やかに」に、「局長の決裁を受け振替伝票」を「、 局長の決裁を経て、会計伝票(振替) (第5号様式) に改め

第71条第1項中「若しくは」を「又は」に、「所管換等」を 「所管換え等」に、「総務課長」を「電気工水課長」に改め、同 条第2項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「又は使用にた えなくなった」を「、又は使用に堪えなくなった」に改め、同項 ただし書中「貯蔵品」を「、貯蔵品」に改める。

第72条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「課長又 は」を「電気工水課長又は」に改め、同条第2項中「所管換」を 「所管換え」に、「課長」を「電気工水課長」に改める。

第74条中「行なう」を「行う」に、「総務課長」を「電気工水 課長」に改める。

第75条第1項中「総務課長が行なう」を「電気工水課長が行 う」に改め、同条第2項を削る。

第76条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「会計伝票(振 替) (第5号様式) により次の各号に」を「、会計伝票(振替) (第5号様式)により次に」に、「行なわなければ」を「行わな ければ」に改める。

第77条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「行なった」を 「行った」に、「締切を行なう」を「締切りを行う」に改める。 第78条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「知事」 を「、知事」に改め、同条第2項中「総務課長は、あわせて」を 「電気工水課長は、併せて」に改める。

第79条中「課長及び」を削り、「10月31日」を「電気工水課長 が指定する日」に、「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

第80条中「総務課長」を「電気工水課長」に改め、「規定によ る」を削り、「知事」を「、知事」に改める。

第81条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「たて」を「立 て」に改める。

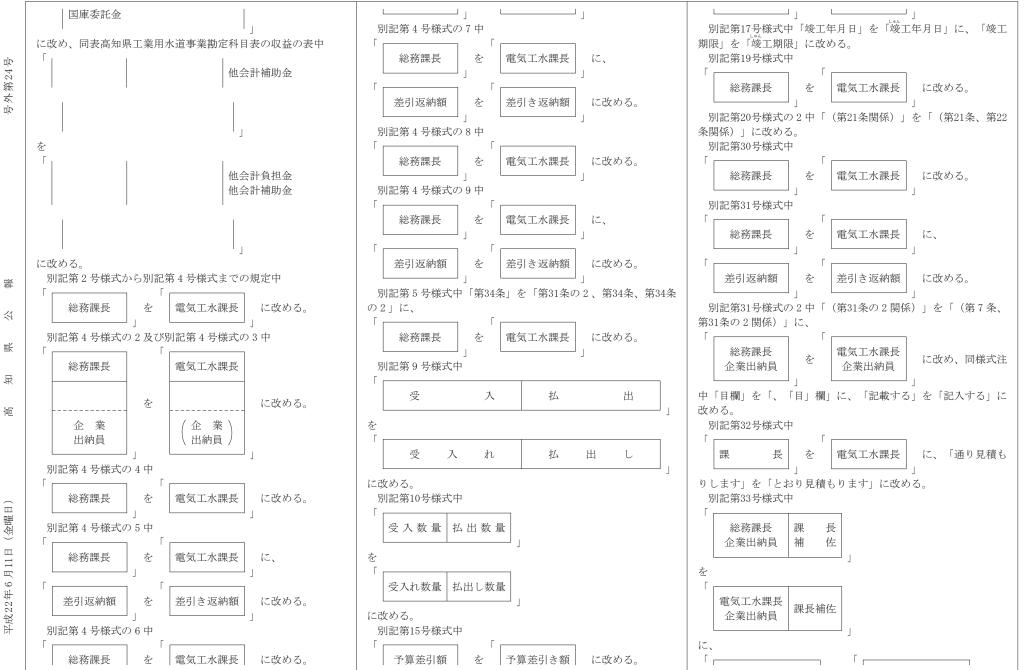
第83条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「、予算書(流 用増減額) (第42号様式)」を「予算書(流用増減額) (第42号 様式) | に、「、予算書(予備費充用) (第43号様式) | を「予 算書(予備費充用) (第43号様式) | に改める。

第84条第1項中「経費は、」を「経費は、現金の支出を伴う経 費に」に改め、同条第2項中「総務課長」を「電気工水課長」に

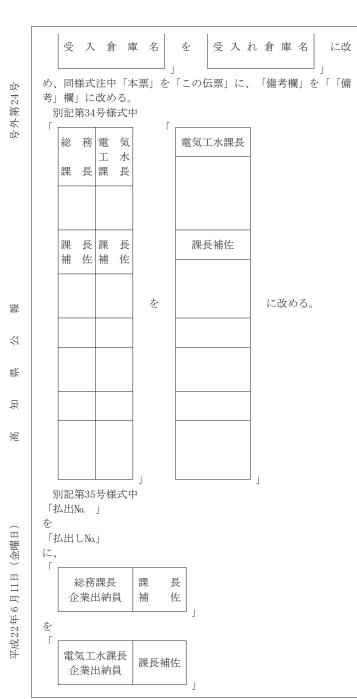
第85条の見出し中「繰越」を「繰越し」に改め、同条中「総務 課長|を「電気工水課長|に、「知事」を「、知事」に改める。

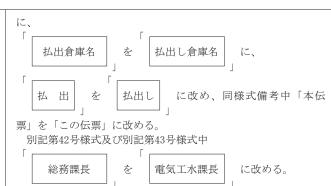
第86条中「総務課長」を「電気工水課長」に、「受けて」を 「経て」に改める。 別表第1高知県電気事業勘定科目表の収益の表中 補助金 国庫補助金 その他の補助金 負担金 補助金 委託金 他会計負担金 国庫補助金 その他の補助金 国庫委託金 に改め、同表高知県電気事業勘定科目表の資本の表中 その他補助金 その他補助金











**附 則** この規程は、平成22年4月1日から施行する。

# 公営企業局訓令

# 高知県公営企業局訓令第2号

本 局 各事業所 各 病 院

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように 定める。

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局処務規程(平成8年8月高知県企業局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総務課」を「電気工水課」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 県立病院課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に 規定する本局の県立病院課をいう。

第4条第2項中「本局及び事業所にあっては所属長は、病院にあっては事務部長(以下「所属長等」という」を「所属長等(本局及び事業所にあっては所属長を、病院にあっては事業部長をいう。以下同じ」に改め、同条第3項中「場合は、」を「場合は、高知県公営企業局長(以下「局長」という。)が」に改める。

第5条第2項中「所属長等は、」を「所属長等は、局長が」 に、「総務課」を「電気工水課」に改める。

第6条第3項中「総務課長」を「電気工水課長又は県立病院課 長」に改める。

第9条中「又は」を「又は局長が」に、「時間外及び休日勤務 命令簿」を「時間外勤務・休日勤務命令簿」に改める。

第13条第1項及び第2項中「又は事業所の職員にあっては総務

課長」を「の職員にあっては所属長に、事業所の職員にあっては 電気工水課長」に改める。

第16条第1項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。 第18条中「高知県公営企業局長(以下「局長」という。)」を 「局長」に改める。

第22条第1項中「当直勤務命令は、」を「当直勤務命令は、局長が」に改め、同条第2項中「前項の命令」を「当直勤務命令」 に改める。

第24条第4号中「掲げる者のほか、」を「掲げる職員のほか、 局長が」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

辍

 $\langle \! \langle$ 

账

<b>₩</b>
(第9条関係)
第2号様式

		編考	·V																
時間外勤務・休日勤務命令簿	耀艱		灯偶友																
	休日勤 務	135/100	累計																
		50/100	報計																
	C (60時間超)	175/100	古書																
	09)	150/100	本計																
	(衆)		計																
	B (週休日等)	135/100 160/100	古書																
		25/100 13	大 上																
1分簿	_		累計界																
勤務命	A (勤務日)	125/100 150/100	累計 异																
5・休日		100/100	累計 累																
]外勤形	盐																		
世	勤終1.7			}	₹	₹	₹	}	}	}	?	}	}	}	~	₹	~	~	
	令	を																	
	B 44	<b>三</b> 生	(時) (分)	•			•	٠	٠	•	•	•	٠		٠	•	•	٠	
	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	部分した時間	)	}	₹	₹	₹	₹	₹	?	?	?	₹	₹	~	₹	~	~	压名
	į	用務																	
		世																	羅
	命令		灯周友																
		()		0	<u> </u>	<u> </u>	0	( )	( )	$\hat{}$	0	<u></u>	( )	0	( )	0	( )	( )	
		Н						•	•				•		•		•	•	用層

	1	備考								
	確認	II In	灯燭杖							
	休日勤 務	135/100	本							
	(FI	50/100	大工							
	C 60時間超)	150/100 175/100 50/100	操							
	9)	150/100	提番							
	B (週休日等)	135/100 160/100	計業							
	(週休	135/100	計業							
		25/100	基							
	A (勤務日)	125/100 150/100	計							
	無		基							
		100/100	基本							
	勤終した時			₹	?	?	₹	₹	₹	?
	₽ 4	者印								
	1	重生	(時) (分)							
	* * * * *	部分した時間	в)	$\sim$	<b>?</b>	<b>?</b>	~	~	$\sim$	$\sim$
	į	用務								
	命令	11 D	灯周技							
(裏面)	1	月日 (曜)		·	·	·	·	•	•	( )

1	備为																	
確認	111 115 115	万周太																
大 家 家	135/100	大工																
(60時間超)	25/100 135/100 160/100 150/100 175/100 50/100 135/100	累計 累計																
钟09)	50/100 175	累計 累																
日等)	160/100	相對																
(週休日等)	135/100	基																
		- 大田																
(勤務日)	120/10	井 累計																
***	100/100 125/100 150/100	累計 累計																
盐		継								- !		- !	- !	- !				
勤務1.7	者印 間			?	}	}	~	~	}	~	>	~	~	~	~	~	}	}
₩ 4	を																	
1	三生と	(時) (分)	٠		٠		٠	٠		٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠	
<	命令した時間		₹	₹	₹	?	~	~	?	~	>	~	~	~	~	~	₹	}
Ī	田郷																	
告令	111 121 121 121	万禹大																
	月日 (曜)		•	•		•	( ) .	( ) .	•	( ) .	•	( ) .	( ) .	( ) .	( ) .	( )	•	<ul><li></li></ul>

# 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

#### 高知県公営企業局訓令第3号

本 各 事 業 所 各 病 院

高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令を次のよう に定める。

平成22年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

# 高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局公文書規程(平成16年4月高知県企業局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第12号とし、第2号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 県立病院課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に 規定する本局の県立病院課をいう。
- (3) 電気工水課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に 規定する本局の電気工水課をいう。

第7条第2項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

第9条第1項中「公営企業局長名」を「高知県公営企業局名」に改め、同項ただし書中「、公営企業局名を適当とするものは公営企業局名を」を削り、「主務課長名」を「、主務課長(当該事務を所掌する課(以下「主務課」という。)の長をいう。以下同じ。)名」に改め、同条第4項中「公営企業局長名」を「高知県公営企業局長名」に改める。

第10条第1項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

第14条第1項中「総務課」を「県立病院課」に改め、同項第1号中「当該事務を所掌する課(以下「主務課」という。)の公文書主任」を「主務課の公文書主任に」に改め、同項第2号中「次号及び第5号において」を「以下」に、「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同項第5号中「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同項第7号中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

第19条第1項中「総務課」を「公文書主任」に改める。

第21条第4項中「事項は、」を「事項は、局長が」に改める。 第23条中「各課」を「課」に改める。

第24条第2項中「破棄(文書情報システムに保管された電子公文書を文書情報システムにより廃棄することを含む。)しなければ」を「廃棄(文書情報システムに保管された電子公文書を文書情報システムにより廃棄することを含む。)をしなければ」に改める。

別表総括の項及び経理管財の項中「総務課」を「電気工水課」 に改める。

# 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

9